

## 佐世保市水道局広告事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、佐世保市水道局（以下「局」という。）のホームページ、印刷物その他の媒体へ広告を掲載することにより、局の新たな財源の確保を図り、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(広告掲載)

**第2条** 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水道局ホームページ
- (2) 局が発行する印刷物
- (3) 局の施設
- (4) 前3号のほか、広告掲載が可能な局の財産で佐世保市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めたもの

(広告の範囲)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 局の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの
  - (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (4) 政治性のあるもの
  - (5) 宗教性のあるもの
  - (6) 社会問題についての主義主張
  - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不相当であると管理者が認めるもの
- 2 前項各号に掲げるもののほか、規制業種又は事業者、掲載基準等の細目は、別に定める。

(審査機関)

**第4条** 局に佐世保市水道局広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査事項)

**第5条** 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 第3条第1項各号のいずれかに該当するおそれのある広告に関する事項
- (2) 第3条第2項に規定する佐世保市広告掲載基準の改廃に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

**第6条** 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務課長
- (2) 財務課長
- (3) 経営企画課長
- (4) 水道計画建設課長
- (5) 下水道事業課長

(委員長)

**第7条** 審査会に委員長を置き、総務課長をもってこれを充てる。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

**第8条** 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の全会一致でこれを決するものとする。
- 4 審査会は、広告を掲載しようとする広告媒体を主管する課かいい長を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くものとする。
- 5 審査会に付議すべき案件があるときは、関係課かいは、提案書(様式1)を作成し、関係資料を添付して委員長に送付しなければならない。

(意見の聴取)

**第9条** 審査会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

**第10条** 審査会の庶務は、経営管理部総務課において処理する。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式1（第8条関係）

佐世保市水道局広告審査委員会委員長 様

提 案 書

(元号) 年 月 日

提案者

下記のとおり提案いたしますので、佐世保市水道局広告審査委員会での審議をお願いします。

記

件 名	
提 案 事 項 (決定すべき事項)	
提案の要旨、理由等	
経費を伴う場合はその見積もり額	
要綱・基準・要領の改正について	
その他参考事項	

以 上